

# 住民税申告及び確定申告の受付が始まります！

平成26年度分の住民税申告及び平成25年分確定申告の受付が始まります。

個人事業主の皆様は、収支内訳書の作成など関係書類の作成をお早めに行い、申告期間内に済ませるようにしましょう！

**受付期間：平成26年2月17日（月）  
～3月17日（月）**

**受付場所：東通村体育館**

※詳細な受付日程については、広報ひがしおり2月号でお知らせいたします

## ◎住民税の申告をしなければならない

平成26年1月1日現在、東通村に住所があり、次のいずれかに該当する方。

- ①前年（平成25年1月から12月まで）収入のあった方
- ②勤務先から給与支払報告書が提出されない方
- ③給与収入以外の収入（営業・農業・漁業・不動産等）があった方
- ④年の途中で退職したことなどにより、年末調整をしていない方
- ⑤雑損控除や医療費控除、その他の控除を受けようとする方
- ⑥国民健康保険に加入している方
- ⑦前年所得のなかった方でも、扶養親族に該当しない方
- ⑧年金から源泉徴収されている方

## ◎住民税の申告をしなくてもよい

- ①税務署へ所得税の確定申告をする方
- ②勤務先で年末調整を済ませた方で、給与以外に収入がない方
- ③年金だけの収入で源泉徴収されていない方  
(収入100万円以下)

## ◎申告に必要な書類

- ・印鑑
- ・給与、年金等の源泉徴収票（必ず持参してください。）
- ・営業・農業・漁業・不動産収入等の方は売上等の帳簿、経費の領収書等
- ・社会保険料（国民年金保険料）の控除証明書
- ・国民健康保険税・介護保険料・生命保険・損害保険（地震・長期損害）・医療費等の領収書か支払証明書
- ・障害者手帳や障害者控除対象者認定書（障害の程度を確認できるもの）、戦傷者手帳など
- ・税務署から送付されている確定申告書等
- ・その他必要な資料、領収書

- 注 1 所得税が還付となる際には、本人名義の金融機関及び口座番号を確認します。  
 2 支払証明書か領収書が無いと、各種控除は受けられません  
 3 障害者控除対象者認定書はいきいき健康推進課で交付しています。



◎確定申告により所得税の還付を受ける「還付申告」は、1月4日から税務署において受け付けが可能です。お早目の手続きをお勧めします。

◎自宅やオフィスからインターネットで申告納税ができる「e-Tax(国税電子)」もぜひ利用ください。（電子証明書の取得など、事前手続きが必要です）

◎国税庁ホームページでは、個人の確定申告書などが作成できる「確定申告書等作成コーナー」を開設していますので、申告書の作成に利用してください。

（国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp/>）

◎平成26年1月から、記帳・帳簿の保存制度が、全ての個人事業者に拡大されます。